

「表紙 共 10 枚」

令和2年1月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1. 日 時 令和2年2月10日(月曜日) 午後1時30分

2. 場 所 日田市役所7階 大会議室

3. 出席委員

1番 小山一善	12番 梶 伸廣
2番 石井照久	13番 江藤義幸
3番 栗秋喜一	14番 川津清則
4番 中島浩司	15番 中山敦子
5番 湯浅正徳	16番 森 克男
6番 河津裕治	17番 飯田 隆
7番 左原三枝子	18番 塩井明美
8番 武内建則	19番 財津満寿光
9番 伊藤明美	
11番 松原忠雄	

4. 出席事務局職員

局長 穴井浩司 係総括 椋本富夫 主査 田中さおり 主査 兵頭康之 主事 太郎良悠希 主事補 平原大輝

1 月定例総会議事日程

- 1 開会および総会成立宣言
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案訂正
- 5 議案審議

- 第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
- 第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件
- 第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件
- 第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件
- 第5号 日田市農業振興地域整備計画の変更について
- 第6号 2月調査委員の選任について
- 第7号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

6 報告

- 第1号 農地法第18条第6項の規定による該当報告の件
- 第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用配分計画（案）について

7 コンプライアンス研修 人権研修

8 その他

- (1) 意見発表
(今月発表) 14番 川津 清則 委員 15番 中山 敦子 委員

- (2) 12月戸別訪問集計について

(3) 2月現地調査

日 時 2月28日(金) 午前9時

※調査委員のみ

(4) 2月定例総会

日 時 3月9日(月) 午後1時30分 会 場: 7階 大会議室

(5) 行事日程

- ・ 2月 3日(月) 鹿児島県霧島市農業委員会視察(7F大会議室)
- ・ 2月 5日(水) 羽田町人・農地プラン会議(大谷・財津委員)
- ・ 2月14日(金) 農業人材育成セミナー(女性農業委員)
午後1時～ 別府亀の井ホテル
- ・ 2月20日(木) 常設審議委員会(会長)
- ・ 2月21日(金) 役員会(役員)
- ・ 2月26日(水) 農業振興地域整備促進協議会(会長・中山委員)

(6) その他

- ・「1月分 農業委員会活動記録簿」の提出日
- ・「1月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日
- ・「農地における利用の意向について」の提出
- ・「農業者年金加入推進活動報告書」の提出

事務局長
(穴井浩司)

ただ今より定例総会を開会いたします。本日は10番の冷川睦男委員から欠席届が出ておりますので報告いたします。総会の成立でございますが、委員総数19名中、出席委員18名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。

また会議に入ります前にお願ひでございますが、議事進行上発言される場合は、挙手をして議長が指名をした後に発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は電源を切っていただくか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。農業委員会会議規則第8条により会長が会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

議長
(小山一善)

皆さんこんにちは。先月の24日の別府ビーコンでの大分県農業委員研修、三十数名の方が出席していただきありがとうございました。私もステージから各市町村の状況をずっと見ました中で、日田市においてはちゃんとネクタイを締めてバッチを着けているということが、よく目につきました。市町村によってはちょっと如何かなというジャンパー姿の多い市町村もありましたが、ほんとに日田市は上から見てうれしい状況でございましたこととお礼申し上げます。それから今日は後ほど人権学習とコンプライアンスの研修がございますが、別府ビーコンに行かれた方はご存知とおもいますが、お手元にも新聞のコピーが配布されておりますが、昨年は別府市農業委員会の会長が収賄で逮捕されましたが、今度は由布市の農業委員が無免許運転で信号無視で逃走して、接触事故を起こして現行犯逮捕ということで10日くらい警察に入るだろうと聞いておりましたが、5日の理事会の時、由布市の理事長も農業委員ということで聞いたら5日でもまだ帰っていない。今も帰っていないのですが、10日くらいは拘留されるだろうと聞いていましたが、まだ入っているという状況でございます。それについては後ほど研修の中でしたいと思っております。それから、私も皆さんもご存知のように昨年の12月31日にTPPイレブンが発効されました。その結果について新聞に載っていたのが、1年間で牛肉がカナダ産が2倍に増えるということです。ニュージーランド産も33.1%、それから今年の元日に日米貿易協定が発効して農畜産物もどんどん入ってくる中で、牛肉、豚肉等々がどんどん入ってきている状況で、その他ワインとかチーズとかも全て増えています。それから逆に日本の海外に安心安全な農畜産物を打って出るということで目標を立てていたのですが、一昨日の新聞には農産物輸出額誤算相次ぐということで、思ったより伸びてなく、いろいろ中国での新型コロナウイルス等々で物流が止まっているといういろいろあると思うのですけれど、なかなか思っているほど伸び

<p>議 長 (小山一善)</p> <p>事務局 (棕本富夫)</p> <p>議 長 (小山一善)</p> <p>調査委員 (湯浅正徳)</p> <p>議 長 (小山一善)</p> <p>事務局 (兵頭康之)</p>	<p>ていないということで、今後農業については厳しい状況になるのではないかというふうの思っておりますので、私たち農業委員も、農地委員の皆様方も一緒になって、この状況というのを常に見ていかなければならないと思っておりますので、よろしくお願ひします。それから最後になりましたが、もうご存知のように今月の4日から来月の2日まで農業委員、農地委員の改選における応募受付をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。私のほうから以上でございますが、あとは座って議事の進行をしたいと思ひます。</p> <p>それでは議事録署名委員の指名でございますが、私の方からでよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>それでは、今日の議事録署名委員は17番の飯田隆委員と18番塩井明美委員のお二方にお願ひします。</p> <p>続きまして、議案訂正ですが、事務局ありますでしょうか。</p> <p>事務局からです。議案訂正はございません。</p> <p>議案訂正はないそうです。それでは、議案審議に入りたいと思ひます。本日の調査委員長は5番の湯浅正徳委員でございます。マイクのほうに着席をお願ひします。</p> <p>こんにちは。お疲れ様でございます。今月の調査委員の湯浅です。1月30日に、川津委員と財津委員と事務局と現地を見て回りました。件数が今回は少なく11件でありました。午前中で終わりました。今日の審議はよろしくお願ひします。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の件、2件でございます。事務局より説明をお願ひします。</p> <p>議案書1ページ目をお願ひします。農地法第3条、今月の申請は2件でございます。</p> <p>まず、番号1からまいります。大字求来里の○と○、2筆の申請で地目は畑です。2筆の合計面積が542㎡でございます。譲渡人は大部町の○さん、体調不良のため譲りたいということで、譲受人が求町の○さん、申請地は自宅に隣接しており、譲り受けて農地として利用していきたいということでの申請でございます。場所ですが、</p>
--	--

<p>調査委員 (湯浅正徳)</p> <p>事務局 (兵頭康之)</p> <p>議 長 (小山一善)</p>	<p>○というところのすぐ近くですけれど、ちょっと離れたところには○さん、あるいは○さんがありまして、広域農道の道路沿いから集落に入っていくところの集落内にある農地でございます。今回の申請2筆が直角につながっております。すぐ近くに申請人○さんのご自宅でございます。譲受人の○さんは家の裏なので、ユズ、カボス等の果樹を植えて農地として管理していきたいということでございます。</p> <p>続きますして、2番です。大字有田の○、1筆の申請で地目が畑、面積が2,079㎡でございます。譲渡人が福岡県うきは市の○さん、譲受人からの申し出があり譲るということで、譲受人が羽田町の○さん、申請地は自作地に隣接しており、譲り受けて農地として利用していきたいということでございます。場所ですが、スノ原台地の一角で近くには○があります。土地の形が三角形の形で農道を挟んだ反対側が譲受人の○さんの土地になって管理がしやすいということで今回の取引となっております。ちょっと前までかなり荒れていたようですが、譲受人の○さんが今きれいに行っている途中で、譲り受けた後は栗の栽培を行うという計画でございます。</p> <p>3条については、今月は以上2件でございまして、現地調査にご同行いただきました、湯浅委員にご意見を伺いたいと思います。</p> <p>私たちが見た限り、特に問題はないと思います。</p> <p>それではチェックシートのほう、ご説明いたします。お手元の資料No.1、チェックシートをご覧ください。農地法3条については、1ページの分になります。3条の許可にあたってはこのチェックシートの項目に該当しないということが、許可の条件ということになりますが、現地調査および書類審査における確認の結果、今回の2件、チェックシートの項目に該当していないということで確認をしております。以上でございます。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の件、2件でございます。事務局より別に問題ないということでございますし、同行いただきました3人の調査委員の合議の中でもこの2件については問題はないということでございますが、何かございましたらご発言願いたいと思います。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
--	--

<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>なかったら、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご承認いただけますでしょうか、ご賛同いただける方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成ということで、許可ということで決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の件、2件でございます。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>私のほうから、議案第2号農地法第4条について説明します。今月は2件でございます。議案集の2ページの1番の案件です。大字西有田〇ほか1筆で、2筆合わせて863㎡の第3種農地です。申請人が大字西有田の〇さんで、申請理由は賃貸共同住宅用地でございます。場所のほうですが、〇のところから入っていったところの農地になります。大きい1筆と小さい1筆になっております。こちらのほうに賃貸共同住宅を建てて利用したいということで申請が出ております。</p> <p>続きまして、2番の案件になります。大字小迫の〇、台帳地目宅地の72.6㎡の第2種農地で、申請人は大分市の〇さん、申請理由が進入路用地でございます。場所のほうですが、〇、〇があり農地が広がっていますが、集落がありましてその中の一角になります。これについては補足説明しますと、ここの地目は宅地となっておりますが宅地ではないようになっておりますので許可が要るのかという話も合ったのですが、隣の畑と一筆でございました。畑として利用していて農地法には関係ないのかもしれないですが、課税地目も畑ということで畑の扱いになっておりまして、今回、進入路になっている部分だけを分筆して手続きするにあたって、法務局のほうで許可書がなければ手続きが、申請ができないということで、今回申請をしていただいて許可書を取って地目を宅地なのですが手続きをするということで申請が出ております。</p> <p>4条のほうは以上2件になります。ここで現地にご同行いただいた湯浅委員に、一言いただきたいと思っております。</p>
<p>調査委員 (湯浅正徳)</p>	<p>私たちが見た限り、特に問題はないであります。</p>

<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>ありがとうございます。それではチェックシートについて説明いたします。資料No.1の4条が2ページと3ページになりますが、こちらの項目に該当しないということが許可の条件となっておりますが、書類審査、現地調査において、すべて該当しないということを確認しております。私の方からは以上です。</p>
<p>議長 (小山一善) 事務局 (田中さおり)</p>	<p>ありがとうございました。事務局、2番目は転用済となっております。</p> <p>追認案件ということで、始末書をいただくようにしています。</p>
<p>議長 (小山一善)</p>	<p>わかりました。ただいま事務局より説明がありましたように、2番については転用済みで追認案件ということで、始末書徴取の上、ということでございます。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の件、2件でございます。事務局より議案説明がありました。また、調査委員長の方も現地調査の中で特段問題はない。ただ、2番については始末書徴取で許可相当だということでございますが、何かございましたらご発言願いたいと思います。</p>
<p>11番 (松原忠雄) 事務局 (田中さおり)</p>	<p>松原です。これは分筆をするのですね。</p> <p>もうしています。して、申請をしています。</p>
<p>11番 (松原忠雄) 事務局 (田中さおり)</p>	<p>野菜を作っているところは農地でこのままで行くわけですか。</p> <p>そうです。畑です。</p>
<p>11番 (松原忠雄) 議長 (小山一善)</p>	<p>わかりました。</p> <p>よろしいでしょうか。ほかにどなたかございませんでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>

<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>なかったら、この2件につきまして、別紙チェックシートのとおり農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご承認いただけますでしょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>ありがとうございました。全員賛成ということで、2番のみ始末書徴取の上、許可相当、1番については許可相当ということにしたいと思います。</p> <p>続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の件、7件でございます。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>私の方から議案第3号の農地法第5条について説明いたします。今月は7件ございます。議案集の3ページになります。1番の案件です。申請地が大字渡里の○、台帳地目田の90㎡の第3種農地です。譲渡人が6人の共有となっております。上3人の方が持ち分4分の1、残りの3人の方が持ち分12分の1ということになっております。譲受人が大字渡里の○さんで、申請理由が貸駐車場用地です。場所のほうですが、○さんとか、○さんがある、すぐ横の農地です。譲受人さんが市道を挟んだ向かい側にアパートを経営しておりまして、そちらの駐車場として使うということで申請が出ております。市道が拡幅工事にかかるということでアパートの駐車場がなくなるので、1台分が不足するため、その代わりということで、こちらを転用したいという申請が出ております。</p> <p>続きまして、4ページになります。2番の案件です。大字渡里の○ほか4筆で、5筆合わせて2,186㎡の第3種農地です。譲渡人が神奈川県○さんで、譲受人が田島本町の○さんです。場所のほうですが、大きく2か所に分かれておりまして、○さん、○さんもあるすぐそばの川のそばのところと、ちょっと奥に行ったところの2か所になります。○は5区画出来る予定で、川を挟んだ反対側の○は1区画できる予定となっております。残りの3筆は隣に譲渡人の宅地があるのですが一部を合わせて4区画出来る計画となっております。</p> <p>続きまして、3番の案件で、大字庄手の○で、台帳地目田の772㎡の第3種農地で、譲渡人が大字庄手の○さん、譲受人が先ほどと同じ○さんです。こちらも宅地分譲用地で、こちらは3区画の計画となっております。場所のほうですが、玉川バイパスがありまして○のすぐ横の農地になります。こちらに宅地分譲として3区画計画しております。</p>

<p>調査委員 (湯浅正徳) 事務局 (田中さおり)</p> <p>議 長 (小山一善)</p>	<p>続きまして、議案集 5 ページの 4 番の案件で、大字花月の○と○の 2 筆で、台帳地目畑の 2 筆合わせて 759 ㎡の第 2 種農地で、譲渡人が大字西有田の○さんで、譲受人が丸山 1 丁目の○さんで申請理由は一般住宅と植林用地ということでございます。場所のほうですが、花月バイパスで○とかがあって、ちょっと行ったところになります。○に住宅を建てたいということで、○は植林用地にしたいという農地になります。</p> <p>続きまして、5 番の案件で、三芳小淵町の○と○で、台帳地目田の 2 筆合わせて 248 ㎡の第 3 種農地です。譲渡人が下井手町の○さん○さん、お二人共有の持ち分が 2 分の 1 ずつです。譲受人が日田市の中城町の○さんで申請理由が宅地分譲用地 1 区画の予定でございます。場所のほうですが、三芳の○さんのすぐそばの農地になります。1 区画の宅地分譲として利用したいということで申請が出ております。</p> <p>続きまして、議案集の 6 ページです。6 番の案件です。大字竹田の○で、台帳地目田の 860 ㎡の第 3 種農地です。譲渡人が大字日高の○さんで、譲受人が○さんです。申請理由が駐車場用地となっております。場所のほうですが、譲受人の○さんというのが○さんを経営している法人さんで、その○のすぐそばの農地になります。事業拡大等で駐車場が手狭になったということで、駐車場として利用したいということで申請が出ております。</p> <p>続きまして、7 番の案件になります。大字小迫の○と○で、○は台帳地目宅地、○は台帳地目畑の 2 筆合わせて 463.58 ㎡の第 2 種農地です。譲渡人が大分市の○さんで、譲受人が日田市大字三和の○さん、申請理由が一般住宅用地でございます。場所のほうですが、先ほど 4 条で出ました、進入路用地のすぐ横の農地になります。○は登記地目は宅地になっているのですが、現況農地として利用しておりますので農地法の適用を受けるということで今回申請を出しております。</p> <p>以上 7 件が 5 条の申請になります。ここで現地にご同行いただいた湯浅委員に一言いただきたいと思っております。</p> <p>これもですね、私たちが見た限り、特に問題はないと思っております。</p> <p>それでは、チェックシートの説明をいたします。資料 No.1 をご覧ください。5 条は 4 ページから 7 ページまでとなっております。この項目にすべて該当しないことが許可の条件となっておりますが、すべて該当しないことを確認しております。私の方からは以上です。</p> <p>議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請の件、7 件でございます。当日、現地に同行しました調査委員 3 名の合議の中で調査委員長より特段問題ないということでございますが、何かございましたらご発言願いたいと思っております。</p>
--	--

<p>1 2 番 (梶 伸廣) 事務局 (田中さおり)</p>	<p>ございませんか。</p> <p>1 2 番、梶です。4 番の花月の〇さん、いちばん広い畑、これは吉長さんが買ってから 3 年経つのですかね。</p> <p>ご指摘のとおり、3 年ほど前にここを購入しております。本当はこの案件は 1 1 月頃に申請をしてきたものですが、3 年経っていませんでしたので、3 条で買ったなら三年三作というお願いをしておりますので、3 年経つまで待つてほしいということで、今回申請が上がってきたもので、ちょうど 3 年経ったものです。</p>
<p>1 2 番 (梶 伸廣)</p>	<p>ちょうど 3 年。そうですね。わかりました。</p>
<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>ほかにどなたかございませんでしょうか。</p> <p>ございませんか。</p>
<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>なかったら、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご承認いただけますでしょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成ということで、この件につきましては許可相当としたいと思います。</p> <p>湯浅委員長にはたいへんお疲れさまでした。これで役目が終わりました。他の二方、たいへんお疲れさまでした。自席のほうへお戻りいただきたいと思います。</p>
<p>調査委員 (湯浅正徳)</p>	<p>どうもありがとうございます。</p>

<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>続きまして、議案第4号の、農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件、新規3件、再設定3件、中間管理事業12件、解約2件でございます。まず、今月の議事参与ということで○委員が利用権設定No.○の借り手ということで、それから○委員がNo.○利用権設定の経営者、No.○の貸し手の子ということで議事参与ということでございますので、お二人にはご退席をお願いします。</p> <p>(○委員、○委員退席)</p>
<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>二方が退席されました。それでは、No.○、No.○、No.○の件について、まず審議したいと思いますが、何かございましたら発言願いたいと思います。</p> <p>よろしいですか。問題なければ、この3件につきましては受理したいと思います。それでは二人の方に着席をお願いします。</p> <p>(○委員、○委員着席)</p>
<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>二方が着席しました。</p> <p>それでは、残りの案件について、それぞれ皆様方のエリアで何かございましたらご発言願いたいと思います。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>それでは、残りの分につきましても受理したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第5号、日田市農業振興地域整備計画の変更について、9件です。除外6件、変更3件でございます。それでは、事務局より説明をお願いします。</p>

<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>私のほうから議案第5号の日田市農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。議案集の17ページになります。こちらは農業振興課から計画の変更について農業委員会に意見を求められるもので、1月23日に会長と局長と農業振興課担当と現地調査に行っていました。全部で9件あります。</p> <p>まず、1番の案件です。大字小野の○台帳地目畑の2,091㎡で、申請人が大字小野の○さん、除外の理由は植林用地として利用したいということで、場所のほうですが、小野の○の所から上がった場所になります。こちらは段があって2枚に分かれているのですが、下の段にはお墓が建っているのですが、こちらは環境課に申請しており許可が出る見込みということになっております。</p> <p>続きまして、2番の案件です。大字夜明の○で台帳地目畑の2,227㎡、申請人は福岡県うきは市の○さんで、申請理由は植林ですが既に植林しているということで除外の申請が出ております。場所のほうですが、夜明の○があって、高速が走っているのですがそのそばの農地になります。現況は既に植わって2～30年経っていることで、除外をしたいということで申請が出ています。</p> <p>続きまして、3番と4番と5番の3件が、場所がほぼ同じですので一緒に説明したいと思います。3番の案件が鶴河内の○、台帳地目田の757㎡で申請人が福岡県久留米市の○さん。4番の案件が鶴河内の○ほか3筆で、合わせて4,425㎡で、申請人が福岡県朝倉市の○さん。5番の案件が鶴河内の○ほか1筆で、合わせて1,614㎡で、申請人が上城内町の○さんで、3件とも植林用地として利用したいということで除外の申請が出ております。場所のほうですが、○のところをずっと行った山のほうの集落になります。3番と4番の現況は草が生い茂り、5番は草を刈っています。この3件とも植林をしたいということで除外の申請が出ております。</p> <p>続きまして、6番の案件で、大字渡里の○で、台帳地目畑の3,871㎡、申請人は神奈川県川崎市の○さんで、変更理由としましては既に一部が植林していますので、残りも植林用地として利用したいということで申請が出ています。場所のほうですが、○さんがある所から上がって行った農地が広がっていてその一角になります。ほとんど既に山林のようになっておりまして、農地が残っておりますが植林して山林として管理したいということで除外の申請が出ています。</p> <p>続きまして、7番の案件です。大字有田の○と○で、台帳地目畑の2筆合わせて969㎡になります。申請人は大字求来里の○さんで、用途変更ですが農業用施設用地、牛舎を建てたいということで申請が出ています。場所のほうですが、○さんがある所、スノ原の台地の所になります。横に○の牛舎ですが、○がこちらに牛舎を建てたいということで用途変更が出ております。</p> <p>続きまして、8番の案件で、大山町西大山の○で、台帳地目田の227㎡で、玖珠郡九重町の○さんが申請人です。こちら用途変更でこちらは農業用施設用地、エノキ小屋とか農機具倉庫として既に利用しているためとい</p>
------------------------	--

<p>農地委員 (諫山文彦)</p> <p>農地委員 (原 清)</p> <p>農地委員 (原田輝親)</p> <p>農地委員 (木藪一敏)</p> <p>議 長 (小山一善)</p> <p>農地委員 (河津昭二郎)</p>	<p>うことで用途変更が出ております。場所のほうですが、大山の○と○のそばになります。現況が既に建っていて利用されているということで用途変更の申請が出ております。</p> <p>続きまして、9番の案件です。大字羽田の○で、台帳地目田の688㎡中の350㎡になります。申請人は大字羽田の○さんで、こちらは椎茸乾燥小屋として利用したいということで用途変更が出ております。場所のほうですが、○の手前の農地になります。1筆のうちの半分程度ですが椎茸乾燥小屋を建てたいということで用途変更が出ております。</p> <p>私のほうからは以上で、地元の推進委員さんのほうから、一言いただきたいと思います。</p> <p>1番が諫山委員、2番が原委員で、3番、4番、5番が原田委員で、6番が木藪委員で、7番は現地調査にご同行いただいた会長から一言を、8番は河津昭二郎委員、9番は大谷委員から一言ずついただきたいと思ます。</p> <p>農地委員の諫山です。1番の小野の件ですが、現地に行ってみました。前が梨園でそれを効率が悪いということで植林地にしたいということで、周りのほうもクヌギと道路を挟んでユズの木があるような場所で別に植林地として問題ないと思います。</p> <p>夜明地区の原です。現地を確認させていただきましたが、現況致し方ないかというような状況ですが、周囲の営農に大きな支障を及ぼすという可能性は今のところないかなと判断しております。</p> <p>大鶴地区の原田です。3番、4番、5番につきましては事務局から説明があったとおりでございます。</p> <p>光岡地区の木藪です。現地に行きましたが、現状はかなり荒れております。これは仕方がないと考えます。</p> <p>この件については国の事業でクラスター事業で予算があるからということで、ご覧のように隣に和牛舎があるので。すぐ横のほうが便利が良いからということで、ここを買って牛舎を建てたいということで、有効に生かす、また持ち主の○さんについても早く処分したいという意向がありまして、双方の意見があったということでこのような流れとなりました。私としてはぜひ用途変更には賛同していただきたいと思います。</p> <p>西大山地区の河津です。8番の案件ですが、現地調査をしましたが、周りの農地にも迷惑をかけていないし影響もないと思います。</p>
--	---

<p>農地委員 (大谷定治)</p>	<p>東有田②の大谷です。9番の案件につきまして、現地を確認したところ、問題ないと考えております。私個人としてはですね、全部用地変更した方が良いのでは、本人の意向で350㎡ということで申請を出しております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>ありがとうございました。先ほどから地元農地委員さんの意見を伺いましたが、今月26日に審議会がごきますので、その中で地元委員さんの意見を反映させた結果にもっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
	<p>続きまして、2月調査委員の選任について、私のほうから指名させていただきます。 2月の調査委員については、7番の左原三枝子委員、13番江藤義幸委員、18番塩井明美委員の三人でございますが、調査委員長は7番の左原三枝子委員にいたします。</p> <p>続きまして、第7号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてお願いします。</p>
<p>調査委員 (石井照久)</p>	<p>それでは、私のほうから申し合わせ決議をしたいと思います。第7号議案です。 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。 私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。 1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。 2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するため研修等を実施すること。 令和2年2月10日、日田市農業委員会。以上でございます。</p>

議長
(小山一善)

ありがとうございました。半年間に大分県では不祥事が2件続いたということで、別府の件から、また由布市の件についても、県農業会議の葛城局長は全国農業会議のほうに謝罪とそのようなことのないように、どう改善するかということまで県と全国農業会議のほうに提出したということ聞いております。全国から大分県は恥ずかしい不祥事が続いたと思っておりますので、こういうことのないようにお互い注意して委員の役目を遂行に邁進したいと思います。

続きまして、報告でございます。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による該当報告の件

報告第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用配分計画（案）について

続きまして、7番、コンプライアンス研修、人権研修についてでございます。

7 コンプライアンス研修
人権研修

続きまして、その他でございます。

(1) 意見発表

(発表) 14番 川津清則 委員 15番 中山敦子 委員

(2) 12月戸別訪問集計について

(3) 2月現地調査

日時 2月28日(金) 午前9時

(4) 2月定例総会

日 時 3月9日(月) 午後1時30分
会 場 7階 大会議室

(5) 行事日程

2月 3日(月) 鹿児島県霧島市農業委員会視察(7F大会議室)

2月 5日(水) 羽田町人・農地プラン会議(大谷・財津委員)

2月14日(金) 農業人材育成セミナー(女性農業委員)

午後1時～ 別府亀の井ホテル

2月20日(木) 常設審議委員会(会長)

2月21日(金) 役員会(役員)

2月26日(水) 農業振興地域整備促進協議会(会長・中山委員)

(6) その他

- ・「1月分 農業委員会活動記録簿」の提出日
- ・「1月分 戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日
- ・「農地における利用の意向について」の提出
- ・「農業者年金加入推進活動報告書」の提出

これで、本日のすべての日程を終わります。お疲れ様でした。

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和2年3月9日

議 長 会 長

署 名 委 員 17番

署 名 委 員 18番